

## 交野市こども計画（案）のパブリックコメントの実施について

### 1. パブリックコメントについて

計画や条例など市の基本的な政策を決める際に、その案を広く市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられた御意見を参考にして最終的な意思決定を行うものです。

### 2. パブリックコメントの実施概要について

#### (1) 案件名

「交野市こども計画(案)に対するパブリックコメントについて」

#### (2) 実施機関（担当所管課等）

- ①名称 : 交野市健やか部子育て支援課
- ②所在地 : 〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5番1号
- ③電話番号 : 072-810-5820（直通）

#### (3) 概況

- ①意見等募集期間 : 開始 令和6年12月中旬から  
終了 令和7年1月初旬まで（予定）  
※郵送は期間内の消印があれば有効
- ②実施周知手段 : 広報かたの、交野市ホームページ
- ③資料等公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、  
実施機関（健やか部子育て支援課）の事務所
- ④意見等提出方法 : 書面、郵送、ファクシミリ、電子メール、  
専用フォーム等により提出

#### (4) 意見の提出先

- ①書面持参先及び書面郵送先 : 健やか部子育て支援課
- ②ファクシミリ番号 : 072-892-0525
- ③電子メールアドレス : [kosodate@city.katano.osaka.jp](mailto:kosodate@city.katano.osaka.jp)

(5) 意見提出の留意事項

- ①意見等の提出方法、期限を守ってください
- ②意見等の提出に際しては、所定様式にて住所、氏名等を明記してください
- ③意見等を提出できる市民等とは次の方々をいいます。
  - ◇ 市内に住所を有する人
  - ◇ 市内に事業所（事務所を含む。以下同じ。）を有する人や法人、団体
  - ◇ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
  - ◇ 市内に存する学校に在学する人
  - ◇ 市税の納税義務を有する人や法人、団体
  - ◇ その他この案件に利害関係を有する人や法人、団体
- ④提出いただいた意見等の情報の全部又は一部を公表することがあります。
- ⑤意見等に対する考え方、対応は個別には回答しません。

(6) 公表資料

- ①交野市こども計画（素案）

(7) 意見反映方法

募集期間終了後、提出意見と考え方をまとめて委員会へ報告します。

また、意見の反映結果など市の考え方について、提出意見とともに、市ホームページで公開します